変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・四キロメートル）
北緯　三三度五四分一三四秒
東経　一三〇度四九分〇七秒
変更年月日　平成二十一年七月一日

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域B灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三三度五四分一一秒
東経　一三〇度四九分一〇秒
変更年月日　平成二十一年七月一日

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域C灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三三度五四分一一〇秒
東経　一三〇度四九分一一一
変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三三度五四分一一三秒
東経　一三〇度四九分〇九秒
変更年月日　平成二十一年七月一日

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域D灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三三度五四分一一一秒
東経　一三〇度四九分一一一
変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三三度五四分一一一秒
東経　一三〇度四九分一一一
変更年月日　平成二十一年七月一日

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域E灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三度五四分一一一秒
東経　一三〇度四九分〇九秒
変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三度五四分一一一秒
東経　一三〇度四九分〇七秒
変更年月日　平成二十一年七月一日
記事　一時撤去中のような位置変更のうえ復旧

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域F灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三度五四分一一一秒
東経　一三〇度四九分〇七秒
変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三度五四分一一一秒
東経　一三〇度四九分〇九秒
変更年月日　平成二十一年七月一日

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１６号
北海道士別市西３条７丁目6058番地30
債務者　秋山値佳子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
　旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第７７０号
埼玉県上尾市大字原市3730番地２　マユハイツ103、旧住所埼玉県上尾市大字原市4091番地１
債務者　吉澤　元司
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８９２号
埼玉県新座市菅沢２丁目２番５―203号
債務者　鈴木　良一
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８９３号
埼玉県新座市菅沢２丁目２番５―203号
債務者　鈴木　厚子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９０５号
さいたま市北区日進町２丁目1616番地　第５ハクサンハイツ201号
債務者　本多　綾子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９４７号
埼玉県戸田市笹目１丁目23番地の30
債務者　日影　充子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９６７号
埼玉県鳩ヶ谷市南７丁目28番９号　コーワコーポ２号館102号
債務者　三好　みほ
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９９５号
さいたま市南区曲本１丁目22番10号　秋元荘202、旧住所さいたま市南区松本３丁目３番７号　イーストハイツⅡ302号
債務者　川上　肇
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係